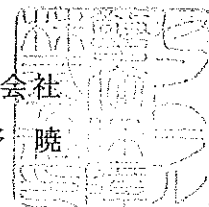


2026年3月26日

JMITU セントラル警備保障支部

執行委員長 堀 一洋殿

セントラル警備保障株式会社
人事総務本部人事部長 古野 暁



ストライキ通告書（2026年3月21日付）に対する会社回答

1 「1 これまでの経緯について」に対する会社回答について

会社回答については、「2026年度の定期昇給、資格制度の見直し等の実施について」（2026年3月25日付）及び「賃金改定の実施について」（2026年3月25日付）でご通知したとおりです。

また、既にお伝えしましたとおり、人事部長は、組織規則上、労働組合との間の連絡調整に関する権限を有することに加え、貴組合からの春闘要求書（2026年2月7日付）に対しては、代表取締役社長から指示を受け、その交渉権限、対応方の決定権限を有しています。

なお、会社としては、貴組合との誠実な協議を重視しており、団体交渉の申し入れを受けた場合には、今後とも誠実に対応する考えであることは、これまでお伝えしているとおりです。

2 「2 ベースアップ協議に関する不平等性について」に対する会社回答について

団体交渉は、いうまでもなく、労働契約上の債務の本旨に従った労務提供としてではなく、組合活動として行われるものですので、組合員の方の就業時間中に勤務解放して開催する考えはありません。

なお、会社側の代表者は会社の業務の一環として参加しているものですので、貴組合が指摘する不平等にはあたりません。

3 「3 団体交渉における対応について」に対する会社回答について

団体交渉の開催場所について、会社都合で一方的に決めているとのご意見をいただきました。

しかしながら、会社は、従前、労使対等の観点から、団体交渉の会場使用に要する費用については、貴組合との折半として取り扱っていたところ、貴組合との間の団体交渉の早期かつ円滑な実施を図る観点から、団体交渉において交渉権限を有する者が確実に出席して貴組合に誠実に説明を尽くすことができる体制を整える必要があること等をふまえ、貴組合の求めに応じて、会場使用に係る費用を会社負担とすることを了解した経緯がありますので、開催場所や業務の都合については、都度、調整のうえ決めさせていただきたく存じます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

なお、貴組合は、「長期間にわたる実質的回答の欠如」及び「反論書に対する論点不一致の回答」がなされているといわれますが、会社としましては、これまでも誠実に回答し、団体交渉においても真摯に説明してきたものと考えており、今後も貴組合からの申入れ等には誠実に対応する用意がありますので、その旨を申し添えます。

4 「4 ストライキ権行使の決定について」に対する会社回答について

ストライキ権は労働組合に認められている権利であり、適法に行使される限り、当社として口をはさむべきものではございませんが、このような事態に至ることは残念であると言わざるを得ません。

当社は、貴組合に対し、当社の責任において行う業務を妨害することが無いよう、念のため要請するとともに、上記3のとおり、今後も、誠実に団体交渉に応ずる用意があるので、その旨重ねて申し添えます。

5 「協議に関する申し入れについて」に対する会社回答について

貴組合より、「(1) ストライキ集会終了後に協議を実施すること」「(2) 協議に際し人数制限を設けないこと」を条件に3月31日(火)に協議のお申し入れをいただきましたが、あいにく同日は責任者の都合がつきません。当該申し入れが団体交渉を求めるものである場合には、会社としても真摯な説明に向けて準備いたしますので、事前に要求内容を明らかにしていただいたうえで、週明け以降で複数の候補日をご連絡ください。社内で日程調整のうえで、あらためてご連絡させていただきます。

以上